

令和6年度朝倉市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2. 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関とする。

3. 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③生活介護事業所
- ④障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

- ①障害者雇用促進法の特例子会社
- ②重度障がい者多数雇用事業所
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上

(3) 在宅就業障がい者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）
- ②在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

4. 調達の対象となる物品等

障がい者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等を対象とする。

（参考）物品：事務用品、食料品、小物雑貨 等

役務：印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし 等

5. 調達目標

令和6年度の調達目標は、調達額が令和5年度を上回ることを目標とする。

6. 調達の推進方法

- (1) 福祉事務所は、市の全ての機関に対して、障害者優先調達推進法及びこの方針の周知・啓発を図るとともに、障がい者就労施設等から調達可能な物品や請負可能な役務の情報を収集し、情報提供を行うものとする。
- (2) 市の全ての機関は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び朝倉市契約に関する規則（平成18年朝倉市規則第51号）の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努めるものとする。
- (3) 障がい者就労施設等がその特性により調達から不当に排除されないよう、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するものとする。
- (4) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定に努めるものとする。

7. 公表

調達方針及び調達実績は、市ホームページにより公表する。

1. 調達実績額

年度	物品		役務	
令和5年度	2件	541,600円	0件	0円
令和4年度	1件	240,000円	0件	0円
令和3年度	0件	0円	0件	0円
令和2年度	1件	242,000円	0件	0円
令和元年度	2件	538,824円	0件	0円

※上記以外に令和5年度は、福祉事務所所管の朝倉市献血推進協議会が、献血推進物品（ポケットティッシュ、ボールペン）を購入（137,000円）。

※令和4年度は、福祉事務所所管の朝倉市献血推進協議会が、献血推進物品（ポケットティッシュ、ボールペン）を購入（135,500円）。

2. 朝倉市内の障がい者就労施設等

施設名称	提供可能物品	提供可能役務
障害福祉サービス事業所 こがね園 【就労継続支援B型】	焼酎・織製品・縫い製品 段ボール箱 タオル（名入れ） ボールペン（名入れ）	公園管理（草刈り・清掃） 梱包・名刺印刷
特定非営利活動法人 あゆみの会 【就労継続支援B型】	さをり織小物	
社会福祉法人朝倉市福祉会 清流学園 【就労継続支援B型】 【生活介護】	農産物（米、野菜）	広報誌等印刷物の作成・ 梱包
就労継続支援A・B型事業所 Green 【就労継続支援A型】 【就労継続支援B型】		清掃・内職作業
Switch 【就労継続支援A型】	弁当	
ういるふるサポート朝倉 【就労継続支援A型】 【就労継続支援B型】		清掃・内職作業

※ 時期によっては提供が難しい物品等もあるため、障がい者就労施設等に確認が必要。